

(別紙)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ それでは, 委員の皆様方から御意見をお伺いしたいと思います。

○ 後見開始事件について, 申立書等の書類を提出してから後見人が選任されるまでの期間はおよそどれくらいですか。

△ 早いケースで, 数日から1週間程度です。

○ 申立後審尋期日が入るまでにかかなり時間がかかると思うのですが, 平均して, 数日から1週間ということですか。

△ 申立書の提出にあたって電話予約をしていただき, 申立当日に審問も行うようにしているのですが, 現在は, 2, 3週間先までこの予約が一杯の状況です。

○ そうすると, 実際に申立てをしてから, 後見人選任までは1か月程度かかるということですね。

○ 申立を考えている側から考えると, 裁判所に申立てをすること自体に大きな壁があって, さらに, お金がかかるのではないかと, 報酬はいくらかかるのだろうかという不安が壁になっていると思います。報酬の目安は示されているのですか。

□ その辺は, ケースによって違ってくると思いますので, 説明させていただきます。

△ 大阪家裁が一般に公開している基準といったものはなく, 裁判官の判断で報酬額が決められます。ただ, 本人の生活を圧迫するような高い額にはなりませんし, 本人の財産以上の額となることもありません。思っているほど高額ではないという感じです。

□ 専門職後見人とそうでない場合とでも違ってくるでしょうし, その辺も含めて説明してください。

△ 報酬は, 「与えることができる」という規定になっており, 必ずしも発生する

わけではありません。また、親族後見人であっても、専門職後見人であっても発生します。報酬請求の申立てが後見人からなされた場合は、どのような後見事務を行ってこられたか等を総合的に勘案して報酬額を定めます。概ね、1年から2年くらいのスパンで、専門職後見人の場合は報酬請求をされていると思います。基準は公開されていませんが、あくまで目安、ということで、幅を持たせた数字をホームページに掲載している裁判所もあります。当庁ではまだそこまでは踏み込んでいませんが、将来的な課題であろうと認識しています。

- 報酬の目安を公表することによって、申立てしやすくなるということもあるということだと思いますが、目安を公表する際には、専門職後見人団体ともよく協議した上で検討していただきたいです。
- 市民後見人の養成を自治体が行っているということを先程うかがいまして、専門職後見人が専門的な知識で報酬を得るということはよく分かるのですが、市民後見人は、どのような方でどのようなことをされているのか、その養成のためにどのようなことがなされているのか、報酬のこともあわせて教えていただきたいと思います。
- △ 大阪市が市民後見人の養成を行っておられ、弁護士、司法書士、社会福祉士が参加した協議会があり、そこで市民後見人養成のための講習を行ったり、選任後のアフターケアを行うなどされていると聞いています。この場合、あくまで地域における支援策の一環としてのボランティアの養成という位置づけであり、報酬請求をしない前提です。

例えば、被後見人が虐待をされている場合や地域外に移転を予定されている場合は後見人を引き受けられない等、いくつか条件はあるようですが、裁判所としても、市民後見人を選任できるケースであれば、できるだけお願いするようにしています。市町村の申立ての場合は、市町村から協議会と連絡を取って、市民後見人を選任できるケースであるということで話ができています。同居の親族があれば、親族後見人を選任して後見事務と身の回りの世話を併せて

お願いし、親族が遠方であるとか身寄りがないなどの事情があれば、ボランティアの市民後見人を選任するということになると思います。

□ 本人の置かれた状況に応じて色々なパターンの対応がなされており、そのパターンによって、報酬の関係も変わってくるということですね。

○ 親族の後見人は報酬無しで、交通費や事務費程度をもらうだけということが多くと聞いています。

○ 申立ての際に手続を躊躇してしまう方がいるということですが、例えば、申立てを躊躇する理由が申立てに要する書類作成が煩雑であるということであれば、広報活動の問題ではないと思いますし、申立てを躊躇してしまう理由を知りたいと思います。

△ 制度そのものをご存じない、ということがまずあるかと思います。また、家族の家計は同一ということで、本人のお金なのか家族のお金なのかが分からなくなっている状態で生活されていることもあるでしょうし、申立ての必要に迫られても、切り分けが煩雑だと感じて躊躇してしまうこともあると思います。ただ、そればかりではなく、先ほどの御意見のように、やや敷居が高いということもあるのではないのでしょうか。

□ 実際に窓口に来たときの手続案内はどのようなことをしていますか。

△ 申立検討時のビデオ視聴、申立てに来られた日の書類審査の間のビデオ視聴、選任後の職務説明会を行っています。

□ 過不足のない説明が必要ですね。

△ 家裁に行けばこういう手続ができる、という広報の問題と、実際に手続をするときの煩雑さをクリアするという問題があると思います。後者については、手続に来られたときの説明等をどのように行っていくかの検討を続けていく必要があると思いますが、前者の問題について、裁判所に来てもらうための方策、後見制度というものがあるのだという広報の話という点で御意見をいただければ、その点においての敷居が低くなるのではないかと思います。

- それでもしんどい人は、弁護士会や法テラスが行っている家事当番の制度や無料相談等を御利用いただきたいので、気楽に紹介していただきたいです。
- いきなり来庁されたとしても、裁判所の方でも対応できるようにはしています。
- 例えば新聞に掲載したとしても、新聞を購読していない人も多いので、各市が定期的に出している広報誌といわれるものに掲載してはどうかと考えます。これは無料ですし、高齢者の方がよく目を通しておられると聞きますので、少し詳しく紹介していただければ、広報の効果が上がると考えます。
- 年配の方などなかなか裁判所まで足を運ぶことができない人のために、調停協会が行っている調停相談のように、スーパーの一角などの足を運びやすい場所で年に何回か相談会を行うという方法も、効果的だと思います。裁判所の方から、足を運びやすいところに出向いていくという配慮をしていく必要もあるのではないのでしょうか。

△ 現状は、後見人の職務に関し、依頼を受けて講師を派遣することは行っていますが、おっしゃっておられるような一般的な広報はしておりません。ただ、裁判所での後見制度についての説明会は、昨年度の憲法週間行事など、何回か行っており、いずれも募集開始後すぐに定員に達し、説明の場でも質問がたくさん出るなど、盛況でした。このような状況から、ニーズがある、と感じています。

- 知らせれば来てくれる人なのか、こちらから接近していかなければ来てくれない人なのかなど、どのような人を対象にするのかによって、広報の方法も様々であると思います。市民後見人は、社会福祉士会などが自立支援事業として関わっていて、そうした機関が申立てをした場合の後見人として選任されたりしていますが、どういう人を対象に広報していくかを考える必要があります。

最高裁のホームページにも後見制度については詳しく掲載されていますが、アクセスできる人ばかりではなく、むしろ、アクセスできない環境の人に後見制度を必要としている人が多いということもありますので、問題の難しさがあると思います。

ぜひ、社会全体で支える後見制度、後見制度に期待するもの、という点についても御意見をいただきたいと思います。

- 市民委員の感覚的なところをお聞きしたいのですが、十分な財産があつて孫に学費の援助を行っていた人が被後見人になった場合、その後の学費の援助はストップ、従前にもらった学費も返さなければならない、というのが基本姿勢ではないかと思うのですが、それは、本人のための支援という意味であっても、私としては、硬直的すぎるのではないかと思うのです。市民感覚としては、いかがでしょうか。
- △ 本人が判断能力を失った時点にもよりますし、それまでの財産管理の状況にもよりますし、必ずしも過去の分まで学費を返納させるということはしていません。そこは、本人の意思次第ということがあります。将来にわたって学費を止めるのがいいのかどうかは、家庭裁判所としてもかなり悩ましいと思いながら、専門家の御意見をいただくなどする場合があります。
- 私が担当したケースで、もし後見を開始するのであれば、申立前2年分くらいを返してもらわなければならないと裁判所から言われたものがあります。被後見人も従前通りの生活をするとして、10万円くらいの小遣いを家族に渡すなど、世間的には少し大きな金額かも知れないけれども本人の生活としては不自然ではないという場合について、市民委員がどのように感じられるのか、御意見をお聞きしたいと思います。
- 具体的なイメージが湧くでしょうか。
- 申立前は本人と家族の財産の区別を明確にしていなかったという場合に、意思能力がなくなった時点以降、本人のためという目的以外で使われた分については、本人に返還が必要と仕分けされたとき、過去に遡っての返還についてはある程度柔軟に行うのでなければ、申立てをしてみたら思っていたのとは違う状況になったと家族が感じることもあると思いますし、そうになってしまうのならと申立てを躊躇することもあるかと思えます。被後見人のための制度という点について、あ

る程度柔軟に考える方が制度としてより利用しやすいと考えますので、質問させていただきます。

- この点についてはいかがでしょうか。
- 本人のために申立てを考へても、家族にとって不利益になるというのであれば、家族としては申立てを躊躇することもあるかもしれないと思います。そうなった場合などに、やっぱりやめます、ということは手続的に可能なのでしょうか。
- △ 能力が回復したことを前提の取り消しはあり得ますが、そのような事情がない限りは、後見は続きます。親族で十分に後見人としてやっていると考へて後見の申立てを行ったところ、裁判所の判断としては専門職後見人を選ぶことが必要だということになり、自分が後見人になれないなら、と言って取り下げってしまうこともたまにあります。

家事事件手続法施行後は、裁判所の許可がなければ取り下げできない制度になります。色々な問題については裁判所と相談しながら、本人のための財産管理を、というのが裁判所のスタンスですが、様々な利害があつてなかなか難しいと感じています。

- 社会全体で支える後見制度、後見制度に期待するもの、という点について、御意見はございませんか。
- 社会全体で支える後見制度という点について、NPO 法人を想定されているようですが、後見制度について、NPO 法人の実例はあるのでしょうか。
- ありますね。
- NPO 法人を、裁判所として積極的に利用する姿勢なののでしょうか。
- △ 協議会などでは一緒に協議しますが、日常的に御協力いただくところまではいっていないという感じではないのでしょうか。
- △ 後見人として適格であるということであれば、実際に後見人として選任しているケースもあります。
- 後見事務そのものは、財産管理が主になります。後見人の事務に、身の回りの

世話は含まれません。実際にはそれが大切なことで、それに配慮しながら財産管理を行っていくということになります。社会的弱者を支援しようということで、市や社会福祉協議会や NPO 法人も活用されており、一部の事件で市民後見人が選任されているというところです。

本人が、人間としてできることをできるようにしていき、かけがえのない人生を送ることができるようにしていくのが後見制度の究極の目的ですが、裁判所が関わるのは、財産管理の濫用を排除することです。本人の権利が害されるという局面になって、裁判所から対処を考えるということになります。

○ 被後見人を社会全体で支えるという趣旨ではなく、制度を社会が支えるという趣旨だと思いますので、NPO 法人等をもっと積極的に活用して、制度自体をもっと幅広く活用していくべきだと思います。弁護士会等だけではなく、広く、様々な手段を考えておられるのかなと思ったので、お聞きしました。

△ 全くそのとおりです。裁判所の後見制度の今後を考えると、適切な後見人になってくれる人をどれだけ確保できるかが問題です。市民後見人や、別の社会的な存在を給源として取り組んでいきたいと考えていますが、現実的には、裁判所からのアプローチが難しいと感じています。こういった人材確保の面について、アプローチの仕方についての御意見をいただきたいと思います。

□ 裁判所だけではなくて、多くの団体が積極的に関与して欲しいと考えていますが、それを実現する方法を模索しているところですので、御意見をいただきたいと思います。

○ 説明資料の16頁目の図にもあるように、後見事務にもいろいろなパターンがあると思います。専門職後見人が関与する事案であっても、弁護士や司法書士が全ての事務を行うことができるわけではなく、ヘルパー等との連携が必要だと思います。NPO 法人の活用は、この中でいえば、専門職後見人や信託制度に関わってくるということでしょうか。

○ 専門職後見人だけではなく、市民後見人もボランティアなどで社会に関わりた

いと考えている若い人も増えてきている中、様々な事務に応じて様々な人材が活躍するのがいいと思います。財産のことですので、信頼できる人に任せたい、きちんと監督する仕組みが欲しいということになると思います。後見人の種類が増えていったときに、裁判所の方で、監督のルールや仕組みを整備していただければ心強いですし、制度も利用しやすくなると思います。

□ おっしゃっていただいたとおり、適切な選任を行わなければならないと思います。

△ 専門職の団体である弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会は、バックアップ態勢ということで、御推薦をいただく場合は監督もしていただいています。市民後見人の場合も、手厚くフォローアップをしていただき、きっちりと職務を果たしていただいているのが現状ですが、件数が増えていった場合についての手当てについても考える必要があると思います。

○ 弁護士が後見監督人に選任されるという場合もあります。

□ 本日は、長時間にわたり、御意見をいただきましてありがとうございました。いただいた御意見を、今後の裁判所の運営・改善に活かしていきたいと思います。